

令和8年池田市条例第2号

池田市立多世代交流センター条例

(設置)

第1条 高齢者の介護予防、生きがいつくり、仲間づくりその他の地域福祉活動を推進し、老人クラブその他の団体における地域住民の交流を促進するとともに、子どもから高齢者まで世代を超えたふれあいの場を提供することを目的として、池田市立多世代交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置等)

第2条 センターの位置は、池田市旭丘3丁目2番1号とする。

2 センターには、老人福祉エリア及び交流エリアを設けるものとし、それらの範囲は、規則で定める。

3 次に掲げる者以外の者は、平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）において老人福祉エリアに立ち入ることができない。

(1) 60歳以上の市民等（市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)

(2) 平日における第13条第1項に規定する老人福祉エリア施設の使用について許可を受けた団体の構成員（前号に掲げる者を除き、その使用のために老人福祉エリアに立ち入る必要がある者に限る。)

(3) 老人福祉エリアで実施される事業に参加する者（前2号に掲げる者を除き、その参加のために老人福祉エリアに立ち入る必要がある者に限る。)

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 センターは、第1条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の生きがいづくり及び健康づくり並びに高齢者向けのレクリエーションに関する事業
- (2) 子育て世代の社会参加の促進及び子どもの多世代交流に関する事業
- (3) 健康及び福祉に関する相談、情報交換及び交流に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第5条 センターの管理は、法人その他の団体であって地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第9条 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(老人福祉自主活動団体の登録)

第10条 市長は、60歳以上の市民等のみで構成された団体であつて、その構成員それぞれの介護予防、生きがいつくり、仲間づくり等に寄与するものと認められる事業その他の活動（次条及び第14条第1項第2号において「自主活動」という。）を行うもの（規則で定める要件を満たすものに限る。）について、その申請により、老人福祉自主活動団体（以下「自主活動団体」という。）として登録することができる。

(自主活動団体の活動)

第11条 自主活動団体は、センターにおいて毎月おおむね1回以上の自主活動を行うものとする。

2 自主活動団体は、規則で定めるところによりその実施した自主活動の内容等について市長に報告するほか、規則で定める事項について遵守しなければならない。

(登録の取消し)

第12条 市長は、自主活動団体又はその構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第10条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。

(使用許可)

第13条 別表第1に掲げる老人福祉エリアの施設（以下「老人福祉エリア施設」という。）、同表に掲げる交流エリアの施設（以下「交流エリア施設」

という。)又は別表第2に掲げるセンターの設備(以下「センター設備」という。)(以下これらを「老人福祉エリア施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定める期間(平日における老人福祉エリア施設又はセンター設備の使用にあつては、その使用しようとするものの区分に応じて規則で定める期間)において指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に当たりセンターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。
- 3 老人福祉エリア施設等の使用の許可(この項の規定により受けた許可を含む。)を受けたもの(以下「使用者」という。)は、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(使用の制限)

第14条 指定管理者は、次に掲げるもの以外のものによる平日における老人福祉エリア施設の使用について許可(前条第3項の変更の許可を含む。以下「使用許可」という。)をすることができない。

- (1) 60歳以上の市民等
 - (2) 自主活動の実施のために老人福祉エリア施設を使用しようとする自主活動団体
 - (3) 前号に掲げるもののほか、高齢者の生きがいづくり若しくは健康づくり又は高齢者向けのレクリエーションに関する事業その他の活動(市民等を対象とするものに限る。)の実施のために老人福祉エリア施設を使用しようとする団体
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、老人福祉エリア施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をすることができ

ない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物、附属設備（センター設備を含む。第22条において同じ。）又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。
- （使用料）

第15条 使用者は、規則で定めるところにより、老人福祉エリア施設又は交流エリア施設の使用にあつては別表第1、センター設備の使用にあつては別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第16条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者が第13条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 老人福祉エリア施設等の使用が第14条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(5) 災害その他不可抗力により管理上やむを得ない事由が発生したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは中止させ、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又はこれに類する物品、動物等を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第19条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用の権利を他に譲渡し、又は使用許可を受けた老人福祉エリア施設等を他人に使用させてはならない。

(特別の設備の設置等)

第20条 老人福祉エリア施設又は交流エリア施設の使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、老人福祉エリア施設等の使用が終わったとき、又は第17条第1項の規定により使用許可を取り消され、使用を制限され、若しくは中止させられ、又はセンターからの退去を命ぜられたときは、直ちに当該老人福祉エリア施設等を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他

特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第22条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、若しくは使用許可の期限が満了しても使用を終えず、又は第20条の規定により設置した特別の設備若しくは搬入した備付けの器具以外の器具を撤去しないことにより、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 令和8年4月1日
- (2) 附則第3項の規定 令和9年2月1日
- (3) 附則第4項の規定 令和9年3月1日

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定等に関する行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条から第9条までの規定の例により行うことができる。

- 3 登録の手續及び取消しに関する行為は、施行日前においても、第10条及

び第 12 条の規定の例により行うことができる。

- 4 使用許可に関する行為は、施行日前においても、第 13 条から第 17 条まで、第 19 条及び第 20 条の規定の例により行うことができる。この場合において、第 13 条第 1 項から第 3 項まで、第 14 条、第 17 条第 1 項及び第 20 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 17 条第 2 項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第 19 条中「譲渡し、又は使用許可を受けた老人福祉エリア施設等を他人に使用させて」とあるのは「譲渡して」とする。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

- 5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和 39 年池田市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(39) 多世代交流センター

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

- 6 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中 23 の項を 24 の項とし、4 の項から 22 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、3 の項の次に次のように加える。

4	池田市立多世代交流センター条例（令和 8 年池田市条例第 号）
---	---------------------------------

別表第 1（第 13 条、第 15 条関係）

老人福祉エリア施設及び交流エリア施設の使用料

施設		広さ	時間区分ごとの使用料の額
老人福祉 エリア	大集会室 1	102.51 m ²	1,500 円
	大集会室 2	60.74 m ²	900 円
	多目的室 1	39.86 m ²	600 円
	多目的室 2	27.79 m ²	400 円

	美術・工芸室	46.41 m ²	700円
交流エリア	多目的室3	56.65 m ²	1,200円
	多目的室4	49.71 m ²	1,100円
	小会議室1	24.97 m ²	500円
	小会議室2	24.97 m ²	500円
	軽運動室	60.93 m ²	1,300円
	調理室	18.13 m ²	400円

備考

- 1 時間区分は、次の各号（老人福祉エリア施設の使用にあつては、第4号を除く。）に掲げる区分とする。
 - (1) 午前9時から午前11時30分まで
 - (2) 正午から午後2時30分まで
 - (3) 午後3時から午後5時30分まで
 - (4) 午後6時から午後8時30分まで
- 2 同日中における隣り合った2以上の時間区分にまたがる使用許可を受けた場合にあつては、当該時間区分と時間区分との間に存する時間について使用しても、当該時間に係る使用料は徴収しない。
- 3 使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体（老人福祉エリア施設の使用にあつては、自主活動団体を除く。備考4において同じ。）である場合（入場料その他これに類する対価を徴収する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 4 入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍（使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体である場合にあつては、3倍）の額とする。

別表第2（第13条、第15条関係）

センター設備の使用料

設備	使用料の額
陶芸用焼成炉	1回につき6,000円

備考 使用者が市民等以外の者又は市内に事業所を有する団体以外の団体である場合の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。